

県有ため池の貸付による県内需要地への太陽光発電電力供給事業 仕様書（案）

1 事業概要

（１）事業名

県有ため池の貸付による県内需要地への太陽光発電電力供給事業

（２）事業内容

事業者は、次のア～カについてすべて事業者の負担により実施すること（県はため池の貸付のみを行う）。

なお、実施に当たっては、関係法令の遵守に加え、適宜、県と協議の上、地域共生型再エネ事業の推進及びため池の適正な利用に必要な措置を講じること。

ア 事業場所（ため池）での太陽光発電施設（以下、「発電施設」という）の設置計画検討、関係法令手続、系統連系協議のほか、需要地への供給に係る事業計画の立案及び関係者間の合意形成を行う。

イ 事業場所（ため池）に関する賃貸借契約を県と締結し、発電施設を設置する。

ウ 施設で発電された電力（環境価値含む）を県内の需要地（事業所等）へ供給し、需要家は、その事業活動に用いる。

エ 施設の運転管理、維持管理及びトラブル・苦情発生時の対応を自らの責任で行う。

オ 運転期間終了や発電施設の廃止等に伴い使用できなくなった場合、発電施設を撤去の上、原状回復を行う。

カ その他、「県有ため池の貸付による需要地への太陽光発電電力供給事業」企画提案事業者の提案内容を説明する。

（３）事業場所

ため池の名称	所在地	水面面積 (HWL)
柏木（かしわぎ）溜池	黒川郡大衡村大瓜字北柏木地内	49,190 m ²
焼切（やっきり）溜池	加美郡色麻町大字新大原地内	18,470 m ²
除（のぞき）溜池	加美郡色麻町四竈字谷地地内	38,650 m ²

位置図、平面図、構造図は別紙のとおり

（４）事業期間

ア 土地賃貸借契約締結から撤去完了までは20年と想定しており、発電施設の運転期間は事業者の提案とする。

なお、運転期間終了の6か月前に事業者と県で協議を行い、双方が同意する場合は事業期間を延長することができる。

（５）土地の貸付条件

ア 土地の貸付は、事業者と県で土地賃貸借契約を締結して有償で貸し付ける。

イ 年間土地貸付額は以下の算出式で算出される額を最低額として事業者の提案とする。

$$\text{年間貸付額} = \text{占用面積}_{(注)} \times 24 \text{ 円/m}^2$$

(注) 占用面積：水面面積（計画洪水位）と PCS 等の変電設備（ケーブル含む）面積の和

ウ 事業者は、発電施設の維持管理に当たり、PCS 等周辺の除草作業を実施すること。

なお、除草時期については施設管理者（市町村等）と調整すること。

エ 賃貸借契約を締結するに当たり、事業者には契約期間内の土地貸付金額の合計金額の 1 割を契約保証金として納付すること。

この契約保証金は、契約終了時に更地で土地が返却されたことを確認した上で事業者に返還する。ただし、この間の利息は支払わない。

なお、財務規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 114 条の規定に該当する場合、支払いの必要はないものとする。

オ 事業者は毎年度、県が定める日までに年間の貸付額を納付すること。

カ 貸付初年度は、賃貸借契約で定める貸付日から年度末までの期間で、県が定める日割り計算の方法により計算した金額を、県が定める日までに納付すること。

2 設備工事前の調査・手続

(1) 事業計画の検討

ア 対象ため池の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。

なお、現地調査は発電施設の設置に係る課題を県と協議した上で行うものとする。

イ 現地調査や発電量シミュレーション、想定需要量等から算定した設備容量などを踏まえ、適切な配置計画、実施スケジュールを検討すること。

ウ 発電施設の設置、維持管理、非常時の対応、事業の終了まで確実に実施できるよう資金計画を立案すること。

なお、事業終了時に確実に原状回復できるよう、再エネ特措法による積立制度やそれに準ずる手法等により原状回復に要する費用を担保することが望ましい。

(2) 構造要件

ア 発電施設を設置した際に発生する増加荷重等の影響について、ため池の情報を踏まえ、長期荷重、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して、ため池の耐久性に問題がないことを書面により報告すること。

イ 建築基準法における当該地点の積雪深に対応可能な PV モジュールを使用すること。

ウ フロートの係留方法は、ため池の止水性に悪影響がなく、発電施設の維持管理に支障がないよう計画すること。

エ 発電施設の設計に当たっては、池干しの実施などを想定し、着底を考慮した構造とすること。

(3) 各種手続

ア 事業者は、事業計画の検討結果及び各種関係手続結果を県に提出すること。

イ 太陽光発電に係る国の補助事業等を活用する場合は、申請等の作業はすべて事業者において行うこと。

なお、補助金の不採択により事業実施が困難な場合は、事業を中止・終了するものとし、県は事業者に対し責任を求めない。ただし、事業者の負担した費用について、県の責任はないものとする。

ウ 一般電気事業者への連系については、すべて事業者において実施すること。また連系に伴い発生する費用はすべて事業者の負担とする。

エ 事業計画の検討の結果に基づき、電気事業法その他関係法令に係る手続、系統連系に係る協議及び（活用する場合）補助事業の申請等を実施すること。

オ 再エネ特措法及び県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」等に基づき、計画段階からの住民説明や、施設への標識掲示、維持管理計画の公表等を計画し、確実に実施するとともに、「発電電力を県内需要地（企業名含む）へ供給している」旨を記載した標識を発電施設に掲示すること（記載の方法は問わない）。

※ 地域共生型再エネ事業を推進する目的で、本事業の事業者や供給先（需要家・需要地）を県ホームページ等で公表することがあります。

カ 「事業計画の検討」等を踏まえ、本事業の関係者（需要家や電気小売事業者等）との間で電力供給契約の大綱について合意を得ること。

なお、合意を得たことを証するため、需要家との電力供給契約に係る契約書案等、需要家・需要地・供給量（発電容量）がわかる書類を提出すること。

(5) 関係機関との協議

発電施設の施設計画は、関係者（国、県、市町村、土地改良区等）に対して、十分に説明・協議を行い、すべての関係者から了承を得ること。

なお、スケジュールや内容については、県と協議の上、決定すること。

(6) 土地（ため池）の貸付

県が、事業計画の検討の結果等を確認し、発電施設を設置可能と判断した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく賃貸借契約により土地（ため池）を貸付けることとする。

3 設備の設置

(1) 関係法令・基準への準拠

設置する発電施設は、所定の基準を満たし関係法令等を遵守したものを使用すること。

(2) その他の事項

- ア 事業者は、発電施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該ため池の貸付を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において発電施設を速やかに撤去し、撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ウ ため池敷地以外において、事業遂行のためにやむを得ず追加で土地を確保する必要がある場合は、事業者の負担において行うこと。

4 工事の実施

- (1) 工事、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、再エネ特措法、県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」並びに関係法令等を遵守すること。
- (2) 発電施設の設置工事は、非営農期間（10月から3月）に行うものとし、ため池の構造や水利用に影響がないように、県及び施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工法及び工程を計画し、実施すること。発電施設に起因して、ため池機能に不具合が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。
- (3) 事業者は発電施設導入に先立ち、詳細設計を行い、パネル配置図、設備構造図、施工計画図、電気設備図、工程表等を県に提出し、承認を得ること。
- (4) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- (5) 事業期間中に県及び施設管理者が行うため池の保守点検や設備の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。なお計画策定に当たっては、県及び施設管理者が実施する維持管理作業について確認し、協議により同意を得ること。
- (6) 工事完成時には、現場で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を2部作成し、県に引き渡すものとする。
なお、完成図面は、PDF形式データのほかにCADデータ（SFC形式）を提出すること。

5 維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、発電施設の維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については下記のとおりとする。

- (1) 事業者は、県及び施設管理者と維持管理の内容について協議し、適切な保守点検計画を発電開始前に提出すること。発電施設が故障した場合は、直ちに県及び施設管理者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。
- (2) 毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆

起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。点検結果は事業者において保管し、県から報告を求められた場合、速やかに応じること。

- (3) ため池の貯水は農業用水として利用されているため、発電施設設置工事前後、以降毎年2月、8月及びその他必要と認められる場合に事業者の負担で水質検査し県と施設管理者に報告すること。検査項目は農業用水の水質基準とし、水質が悪化した場合は原因を調査して県に報告するとともに、発電施設が影響している場合は、改善させると。
- (4) 事業実施中に発電施設に異常又は故障が生じた場合、事業者は速やかに機能の回復を行うこと。
- (5) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (6) 発電施設を設置したため池について、県や関係者が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。この場合、発電施設の移設等に伴う費用負担は、別途協議を行う。
- (7) 設備設置に係る苦情等が発生した場合、事業者で対応すること。なお、現地には事業者の連絡先を明示した看板等を設けること。

6 責任分担の基本事項

事業実施に当たり予測される「リスクと責任分担」については、協議により決定する。

(1) リスク管理

ア 事業者は本事業により、自治体及び第三者に損害を与えないようにすること。

なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、自治体へ写しを提出すること。

イ 県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。また、事業実施中の紛争等に関して、県は一切責任を負わないものとする。

ウ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を自治体の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(2) 事業の終了

ア 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、施設の原状回復を行うものとする。

イ 事業者が発電事業を継続できなくなった場合、事業者が後継事業者を選定し、県が適切と判断する場合には、権利及び義務を承継させることを認める。

7 その他

- (1) 県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、必要がなくなった場合は、ただちに返納しなければならない。
- (2) ため池の建設に活用した補助事業（障害防止事業）の完了により、ため池の所有者が変更となった場合があるが、県及び変更後の施設所有者（市町村等）と別途協議を行い必要な手続きを決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。